

宗像市浸水対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、大雨等による浸水被害を軽減するため、浸水対策工事等に要する費用の一部を予算の範囲内で補助する宗像市浸水対策補助金（以下「補助金」という。）に關し、宗像市補助金等交付規則（平成15年宗像市規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかの区域に存する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）及び当該建築物に附屬する駐車場（以下これらを「建築物等」という。）の所有者とする。

（1）宗像市防災マップの浸水想定区域

（2）過去に浸水による被害を受けた実績のある区域

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

（1）市税を滞納している場合

（2）暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員をいう。）であり、又は暴力団等との関係を有している場合

（3）販売を目的とした建築物等に補助事業を行う場合

（4）国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の出資により設立された法人である場合

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるとおりとする。

（1）止水板（建築物の出入口等に設置して浸水を防除する設備（浸水に耐える丈夫な材質で、取外し又は移動が可能なものに限る。）をいう。）の設置に必要な関連工事又は止水板の購入に要する費用

（2）建築物に付帯する設備に対し、浸水による被害を防ぐことを目的とした嵩上げ工事に要した費用

（3）建築物に附屬する駐車場に対し、浸水による被害を防ぐことを目的とした嵩上げ工事に要した費用

（4）前各号に掲げるもののほか、浸水対策に要した費用で市長が必要と認める費用

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、建築物1件につき50万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 補助金の交付は、前条各号に掲げる補助対象経費につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 位置図（付近見取図）

(2) 現況写真

(3) 工事見積書又は購入見積書

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、提出された書類の内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その旨を通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業完了後、速やかに実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工事又は購入を証する領収書の写し

(2) 施工又は設置後の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を速やかに審査し、適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を通知するものとする。

(財産の管理等)

第9条 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、浸水対策が所定の性能を保持するよう維持管理し、効用発揮に努めるものとする。

2 補助金の交付決定を受けて補助事業を行ったことにより建築物等の変形、破損等が生じた場合又は建築物等の異常から第三者に事故、問題等が生じた場合及び浸水対策をした後に浸水被害が発生した場合においては、市はその責任を負わないものとする。

3 交付決定者は、転居等に伴い取得財産等を第三者に譲渡するときは、前2項の規定を当該第三者に承継させなければならない。

4 規則第21条第1項ただし書の規定により市長の定める期間は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年とする。

(報告)

第10条 市長は、補助金の交付について適切な実施及び効果を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(雑則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 8 月 1 日から適用する。